

大田区一時保育事業実施要綱

平成24年 3月30日23こ保発第13297号区長決定
平成25年 3月19日24こ保発第13348号一部改正
平成25年10月28日25こ保発第12244号一部改正
平成27年 3月18日26こ保発第14125号一部改正
平成28年 2月15日27こ保発第13875号一部改正
平成29年 3月31日28こ保発第13948号一部改正
令和元年12月25日31こ保発第14024号一部改正
令和 2年 3月31日31こ保発第15515号一部改正
令和 3年 3月10日 2こ保発第15390号一部改正
令和 4年 1月26日 3こ保発第14759号一部改正
令和 4年12月28日 4こ保発第15170号一部改正
令和 6年 4月17日 6こ保発第10316号一部改正
令和 7年 4月30日 7こ保発第10566号一部改正
令和 7年 6月20日 7こ保発第11542号一部改正
令和 8年 3月24日 7こ保発第16041号一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の保護者が一時的に家庭での保育が困難となった場合又は多様な就労形態に対応した保育を実施する場合に行う一時保育事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児

生後5か月から1歳未満までの乳児（以下「乳児」という。）及び1歳以上で就学前の幼児をいう。

(2) 一時保育事業

一時預かり事業、定期利用保育事業及び緊急一時保育事業の総称をいう。

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合又は保護者の心理的・肉体的負担を軽減する必要が生じた場合に、第6条に定める施設において、乳幼児を一時的に預かる事業をいう。なお、実施方法に応じて以下のとおり区分する。

ア 一般型

専用スペースを設け、通常保育（私立保育所及び小規模保育事業所における保育をいう。以下同じ。）の定員とは別に定員を設定して受入れするもの

イ 余裕活用型

(ア) 通常保育の定員に空きがある場合に、当該定員の範囲内で受入れするもの

(イ) 通常保育の利用児童が当日施設を利用しない場合に、当該利用児童の利用枠を活用して受入れするもの（都単独型）

ウ 災害特例型

以下に該当する乳幼児を通常保育の定員とは別に受入れするもの

(ア) 令和6年能登半島地震等（以下「地震等」という。）について災害救助法が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもであって、地震等の影響により、在籍する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用が困難となった乳幼児

(イ) 被災市町村に居住する世帯に属し、地震等の影響により、避難や保護者の復旧活動等のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児のうち、

(ア) に該当しない乳幼児

(4) 定期利用保育事業

パートタイム勤務、育児短時間勤務等、利用者の保育需要に対応して、第16条に定める施設において、乳幼児を一定程度継続的（月を単位として複数月。以下同じ。）に保育する事業をいう。

(5) 緊急一時保育事業

第25条に定める施設において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児のうち、特に緊急を要する者を、第27条に定める期間預かる事業をいう。

(6) 私立保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第35条第4項の規定に基づき、東京都知事が認可した大田区内の民間保育所をいう。

(7) 小規模保育事業所

児福法第34条の15第2項の規定に基づき区長の認可を得て、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして区長による確認を受けた事業者が地域型保育を実施する事業所のうち、児福法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。

(8) 定期利用保育室

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付け7福子推第276号決定）第3の2（2）エに規定する専用施設をいう。

(9) 事業実施者

一時保育事業のいずれか又は複数を実施する事業者をいう。

(10) 利用者

一時保育事業を利用しようとする児童の保護者をいう。

(11) 常勤

次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。

ア 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。

イ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が一時保育事業を実施する事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

ウ 勤務時間が事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している者又は当該者以外の勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上である者であって、常態的に勤務していること。

エ 一時保育事業を実施する事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(12) 保育士

児福法第18条の18による登録を受けている者をいう。

(対象児童)

第3条 一時保育事業の対象児童は、区内に住所を有する乳幼児のうち、健康で集団保育が可能な者とする。ただし、一時預かり事業のうち災害特例型を利用する乳幼児については、区内に住所を有することを要しない。

2 心身に障害若しくは疫病がある又は保育に特別な配慮を要すると事業実施者が認めた児童は、この要綱の対象児童としないことができる。

3 対象児童の年齢計算は、事業を利用する年度の4月1日を基準日とする。

4 前3項のほか、各事業の対象児童の要件については、各章に定めるとおりとする。

(申込み)

第4条 利用者の申込みは、事業実施者に対して直接行うものとする。ただし、緊急一時保育事業において、災害等により利用者の急増が見込まれるとこども未来部長が判断した場合は、事前の利用調整を行う窓口を別に設置する。

2 一時預かり事業及び定期利用保育事業における申込みの受付は、事業実施施設の開所時間内において随時行うこととし、第9条、第10条、第18条及び第19条に定める基準を満たす範囲内で、事業実施者が利用を認めることができることとする。

3 緊急一時保育事業における申込みの受付は、第24条第1項に掲げる事由の14日前（事由が同項第1号の出産の場合は、出産予定日の1か月前）から行うことができることとする。ただし、事業実施者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

4 申込みに当たっての様式及び利用決定までの手順のうち、前3項に定めのないものは、事業実施者が別に定めるものとする。

5 利用に当たっては、事業実施者と利用者間で必ず書面で契約すること。定期利用保育事業における利用契約は、第22条の規定を遵守しなければならない。

第2章 一時預かり事業

(一時預かり事業の対象児童)

第5条 一時預かり事業の対象児童は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児（小規模保育事業所の場合は1歳児及び2歳児）とする。

(一時預かり事業の実施施設)

第6条 一時預かり事業を実施する施設（以下第8条及び第10条において「事業実施施設」という。）は、私立保育所及び小規模保育事業所のうち、第8条から第10条までに規定する基準を満たし、第30条第2項の規定により区長が承認した施設とする。

(一時預かり事業の定員)

第7条 一時預かり事業の定員は、第9条に定める基準を満たす範囲で、区と協議のうえ事業実施者が設定できるものとする。ただし、一時預かり事業（余裕活用型）の定員は、次のとおりとする。

- (1) 対象児童が利用する月の通常保育の定員に空きがある場合
当該月の空き定員の範囲内
- (2) 通常保育の利用児童数が入所児童数に達しない日の場合
当該入所児童数に達しない実人数の範囲内

(一時預かり事業の設備)

第8条 事業実施施設の設備基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）は原則1階とし、採光及び換気が確保されているとともに、二方向避難経路が確保されていること。ただし、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）第41条第3項に規定する要件を満たしたとき又は大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号。以下「設備・運営基準条例」という。）第29条第7号に規定する基準を満たしたときは、保育室を2階以上に設けることができる。
- (2) 2歳未満の乳幼児の保育を行う場所は、原則として2歳以上の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- (3) 事業実施施設において食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合及び利用者が自宅等で調理した弁当を持参する場合を含む。）は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- (4) 手洗い設備が設けられ、かつ保育室及び前項に定める設備と区画されている便所を設けること。
- (5) 保育に必要な用具を備えること。

(一時預かり事業における保育室の面積)

第9条 保育室の面積は、次の各号に定める基準を満たすこと。なお、一時預かり事業（余裕活用型）については、対象児童を含めた保育児童数をもって、基準値を算定すること。

（１）２歳未満の乳幼児１人につき3.3平方メートル以上

（２）２歳以上の幼児１人につき1.98平方メートル以上

２ 前項の規定にかかわらず、災害特例型については、被災児童の受入に当たってやむを得ない場合において、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲内かつ必要な期間において、同項の基準を満たさないで実施することができる。

（一時預かり事業における担当者の配置）

第10条 乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）は、保育士とすること。ただし、小規模保育事業B型を実施する小規模保育事業所にあつては、設備・運営基準条例第32条第１項に規定する保育従事者をもって、担当者とすることができる。

２ 小規模保育事業所は、設備・運営基準条例第30条第３項又は第32条第３項により、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り保育士とみなすことができる。

３ 担当者の配置人数は、乳幼児の年齢及び人数に応じて、次の各号に定める基準を満たすこと。なお、一時預かり事業（余裕活用型）については、対象児童を含めた保育児童数をもって、基準値を算定すること。

（１）乳児３人につき１人以上

（２）満１歳以上満３歳に満たない幼児６人につき１人以上

（３）満３歳以上満４歳に満たない幼児20人につき１人以上

（４）満４歳以上の幼児30人につき１人以上

４ 前項の規定にかかわらず、事業実施者は、担当者を１施設につき最低２人を配置すること。ただし、小規模保育事業所にあつては、この限りでない。

５ 第３項の規定にかかわらず、災害特例型については、被災児童の受入に当たってやむを得ない場合は、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、必要な期間において、同項の基準を満たさずに事業を実施することができる。

（一時預かり事業の利用期間）

第11条 一時預かり事業の実施に当たり、同一利用者による２日間以上連続した利用（当該事業を実施しない日をはさむ２日間の利用を含む。）は、できないものとする。ただし、受入に余裕がある場合は、この限りでない。

（一時預かり事業の保育時間）

第12条 一時預かり事業の１日当たりの保育時間は１時間を単位とし、原則としておおむね４時間未満とする。

（一時預かり事業の利用料）

第13条 一時預かり事業の事業実施者が必要とする場合には、あらかじめ利用料を設定するこ

とができる。

- 2 前項に定める利用料は1時間当たり500円を上限とし、多子利用の場合は2人目以降について、1時間当たり250円を上限とする。ただし、食事代その他の保育に直接必要な経費であって、利用者に負担させることが相当と認められるものについては、その実費相当の徴収を妨げるものではなく、これを徴収するに当たっては、私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（令和元年9月18日31こ保発第12458号）等の規定に準じることとし、事務手数料、入会金、登録料等、保育の実施に直接関わらない費用を徴収することはできないこととする。
- 3 利用料は、事業実施者が定める方法により、利用者が納入しなければならない。
- 4 事業実施者は、利用者が利用料を納入しないときは、その後の利用を拒むことができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、災害特例型の利用者から利用料を徴収することはできない。ただし、第2条第3号ウ（ア）に定める乳幼児のうち3歳以上児及び同条第3号（イ）に定める乳幼児については、食事代その他の保育に直接必要な経費であって利用者に負担させることが相当と認められるものについては、その実費相当の徴収を妨げるものではない。

（事業の届出）

第14条 一時預かり事業を行おうとする者は、児福法第34条の12第1項の規定に基づき、第二种社会福祉事業の届出を行うこと。

第3章 定期利用保育事業

（定期利用保育事業の対象児童）

第15条 定期利用保育事業における対象児童は、保護者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する、一定程度継続的に保育が必要な1歳児及び2歳児（定期利用保育室においては零歳児を含む。）のうち、他の保育事業を利用していない者とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

- （1）パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務していること。
- （2）仕事を探していること。
- （3）親族の看護又は介護に当たっていること。
- （4）大学又は専門学校に在学していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、対象児童としない。

（定期利用保育事業の実施設）

第16条 定期利用保育事業を実施する施設は、第8条の設備基準を満たし、第30条第2項の規定により区長が承認した施設とする。

- 2 私立保育所は、原則として第2章の規定に基づく一時預かり事業を併せて実施すること。

（定期利用保育事業の定員及び設備）

第17条 定員については第7条第1項の規定を、設備基準については第8条の規定を準用する。

この場合において、定期利用保育室以外の施設にあっては、通常保育の定員とは別に定員を設定すること。

(定期利用保育事業における保育室の面積)

第18条 保育室の面積は、第9条の規定を準用する。ただし、定期利用保育室については、第9条第1項第1号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「2.5平方メートル以上」と読み替えることができるものとする。

2 前項の場合において、定期利用保育室以外の施設にあっては、通常保育に要する面積とは別に面積を確保すること。

(定期利用保育事業における担当者の配置)

第19条 定期利用保育事業を実施する施設における担当者の配置については、次の各号に定めるところによる。

(1) 定期利用保育室

別記に定める基準を満たす配置とすること。

(2) 小規模保育事業所

ア 通常保育において定員数又は入所児童数に基づき算定される基準職員とは別に、満1歳以上満3歳未満の幼児概ね6人につき1人以上の担当者を配置すること。

イ アの規定により配置する担当者のうち、通常保育における施設長とは別に、次の要件を全て満たす、運営を管理する者（以下「管理者」という。）を置くこと。

(ア) 保育士であって、以下の施設において月120時間以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること。

a 児童福祉施設

b 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づく認証保育所

c 小規模保育整備促進支援事業実施要綱（平成25年3月29日付け24福保子保第2458号）等に基づき都が補助対象として認定した施設並びに児福法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型

d 定期利用保育室

(イ) 原則、専任の常勤職員であること。

(3) 前2号以外の施設又は事業所

ア 満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上の保育士を配置すること。

イ アの規定にかかわらず、1施設につき最低2名の保育士を配置すること。なお、このうち1名は常勤の保育士とし、その他の担当者については通常保育との兼務を妨げない。

(定期利用保育事業の利用期間)

第20条 定期利用保育事業の利用期間は、利用を開始した月を初月とし、2か月以上継続して利用すること。

2 利用期間の終期は、利用の開始月が属する年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までとする。

(1) 第15条第1項第2号の事由によるとき

利用を開始した月の翌々月の末日

(2) 保護者が育児休業を取得するとき

育児休業の取得日が属する月の末日（取得日が月の初日の場合は、前月の末日）

3 事業実施者は、利用の開始後、利用者の申込み内容と著しく異なった事態が明らかになったときは、保育の提供を中止することができる。

(定期利用保育事業の保育時間)

第21条 定期利用保育事業の1日当たりの保育時間は8時間以下を原則とする。ただし、利用者と事業実施者が協議の上決定した場合は、この限りでない。また、定期利用保育室については、午後7時までの延長に対応するように努めること。

(定期利用保育事業の利用契約等)

第22条 事業実施者は、次の各号に掲げる事項を含む契約（以下「利用契約」という。）を利用者と直接締結するものとする。

(1) 対象児童の氏名及び生年月日

(2) 利用者の氏名及び住所

(3) 保育を必要とする理由、保護者の就労先、保育時間及び保育期間

(4) 次条に定める利用料の金額、支払の方法等

(5) 途中解約時の利用料の取扱い

2 利用契約に係る契約書は2通作成し、事業実施者及び利用者の双方で各1通を保有すること。

3 事業実施者は、利用契約の締結に当たり、利用者に対し保育サービス等に係る重要事項について、説明すること。

(定期利用保育事業の利用料)

第23条 事業実施者が必要とする場合には、あらかじめ利用料を設定することができる。

2 前項に定める利用料は、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円を上限とする。ただし、1日8時間又は1月160時間を超える利用の場合は、1時間あたり275円を上限に、別途延長のための利用料を徴収することができる。

3 第1項に定める利用料には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含み、補食代は含まないものとする。なお、

実費徴収に当たっては私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（令和元年9月18日31こ保発第12458号）等の規定に準じることとし、事務手数料、入会金、登録料等、保育の実施に直接関わらない費用を徴収することはできないこととする。

- 4 利用者が契約の解除を申し出た日が、事業実施者が定める申し出の期日を超過した場合であっても、事業実施者は、当該解除月の翌月以降に係る利用料補填のための費用を徴収することはできない。
- 5 利用料は、事業実施者が定める方法により、利用者が納入しなければならない。
- 6 事業実施者は、利用者が利用料を納入しないときは、その後の利用を拒むことができる。

第4章 緊急一時保育事業

（緊急一時保育事業の対象児童）

第24条 緊急一時保育事業における対象児童は、保護者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児のうち、特に緊急を要する満1歳以上かつ就学前の幼児とする。

- （1）死亡、失踪、離別、出産若しくは疾病があるとき。
 - （2）裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員として裁判に関わる時。
 - （3）同居家族の看護、葬儀又は婚儀があるとき。
 - （4）災害等で緊急を要するとき。
 - （5）その他特別な事情があると区長及び事業実施者が認めるとき。
- 2 保護者の就労、就学又は求職による場合は、対象児童としない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、零歳児保育を実施している私立保育所にあつては、利用者と協議の上、事業実施者が受入れを可能と判断した場合は、乳児を対象とすることができる。

（緊急一時保育事業の実施設）

第25条 緊急一時保育事業の実施設は、第30条第2項の規定により区長が承認した、私立保育所の空きスペース及び空き定員を活用する施設とする。

（緊急一時保育事業の設備・人員）

第26条 緊急一時保育事業の実施設は、対象児童を含めた保育児童数に照らし、私立保育所の設備及び人員基準を満たすこと。

- 2 私立保育所のうち、平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「安心こども基金管理運営要領」別添6の10に規定する設備基準を満たす専用の乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を確保できる施設においては、これらの部屋で事業を実施することができる。

（緊急一時保育事業の利用期間）

第27条 次の各号に掲げる場合の緊急一時保育事業の利用期間は、当該各号に定めるとおりと

する。ただし、利用開始日の翌月の末日を越えることはできない。

(1) 出産の場合

出産予定日を含む1か月以内

(2) 疫病の場合

医師の診断書で示された期間

(3) 前2号以外の場合

第24条第1項各号に規定する事由（出産及び疫病を除く。）が消滅するまで

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由があると区長が認めるときは、利用期間を延長することができる。

3 事業実施者は、緊急一時保育の利用の開始後、利用者の申込み内容と著しく異なった事態が明らかになったときは、保育の提供を中止することができる。

(緊急一時保育事業の保育時間)

第28条 緊急一時保育事業の保育時間は、開園日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

ただし、やむを得ない事情があると事業実施者が認めるときは、利用者と協議の上、保育時間を延ばすことができる。

(緊急一時保育事業の利用料)

第29条 事業実施者は事業の経費の一部として、利用者から、対象児童1人につき1日当たり1,400円の利用料を徴収することができる。ただし、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用料を免除すること。

(1) 裁判員等選任の呼び出しがあった者又は裁判員として裁判に関わる者

(2) 生活保護世帯の者

(3) 第24条第1項第4号に規定する者のうち、り災証明書の発行を受けたもの

2 前項に定める利用料は、保育時間の如何にかかわらず不変とする。

3 利用料は、事業実施者が定める方法により、利用者が納入しなければならない。

4 事業実施者は、利用者が利用料を納入しないときは、その後の利用を拒むことができる。

第5章 一時保育事業の共通事項

(実施・変更・廃止の手続き)

第30条 一時保育事業を実施しようとする者又は実施事業を変更し、若しくは廃止しようとする事業者は、区長が別に定める期日までに大田区一時保育事業（実施・変更・廃止）申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、定期利用保育室を廃止しようとする事業者は、廃止しようとする日以前、相当期間の余裕をもって区長に協議するとともに、利用者に十分説明し理解を得ること。

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、大田区一時保育事業（実施・変更・廃止）承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(賠償責任保険)

第31条 事業実施者は、事業の開始に合わせ、賠償責任保険に加入すること。定期利用保育室については、次に掲げる賠償額以上の賠償責任保険とすること。

- (1) 1回の事故につき、3億円
- (2) 1人の事故につき、3,000万円

(非常災害に対する措置)

第32条 事業実施者は、消火用具及び非常口その他非常災害に必要な設備を備えること。

- 2 事業実施者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を1月に1回以上実施し、その内容を記録すること。
- 3 事業実施者は、非常災害に備えた食料を備蓄すること。

(報告、助言及び指導等)

第33条 事業実施者は、一時保育事業の実施に当たり、当該事業ごとに、その利用実績を別に定める方法により定期的に区長に報告すること。

- 2 区長は、一時保育事業に関し、必要があるときは、いつでも事業実施者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。なお、定期利用保育室については、職員をして定期的に巡回し、事業実施者に対し助言又は指導を行うこととする。
- 3 区長は、次の各号に掲げる事項について、事業実施者に助言又は指導を行うことができる。
 - (1) 保育内容等に関すること。
 - (2) 事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
 - (3) その他区長が必要と認めること。

(留意事項)

第34条 事業実施者は、次の各号に掲げる事項に留意して一時保育事業を実施すること。ただし、定期利用保育室については、第3号は適用しない。

- (1) 児福法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置及び設備基準について十分留意すること。
- (2) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第107号）に準じること。
- (3) 児福法第24条の規定による保育の実施対象となる児童に準じ、児童の健康状態の把握に努めること。ただし、全ての児童について健康診断等を一斉に実施することが困難な場合には、保護者から個別に医師の診断書又はそれに準じる文書を徴することとしても差し支えない。
- (4) 事業実施施設における職員が事業遂行上知り得た個人情報について、当該業務以外に用いてはならない。
- (5) 児童に事故があったときは、区長に対し、速やかに事故報告書を提出すること。
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第6条の3に

準じ、安全計画の策定及び必要な措置等を講じること等に努めること。

(7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならない。

(8) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

2 定期利用保育室については前項(第3号は除く。)に加え、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行うこと。

(2) 職員に対し、採用時及び1年に1回の定期健康診断を行うこと。

(3) 入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については毎月検便を実施するとともに、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱など等の症状並びに、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等、綿密な注意を払うこと。

(経理)

第35条 事業実施者は、同一施設において一時保育事業の全て又はいずれかを組み合わせて実施するときは、経理その他事業の実施に必要な事務を実施事業ごとに管理すること。

(補助)

第36条 事業実施者は、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を受けることができる。

ただし、事業実施者が第33条に定める助言又は指導に応じず、又は、改善が見られないことにより、この要綱に定める基準を満たさないときは、補助を行わない。

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月19日24こ保発第13348号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年10月28日25こ保発第12244号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年3月18日26こ保発第14125号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年2月15日27こ保発第13875号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成29年 3 月31日28こ保発第13948号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年12月25日31こ保発第14024号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和元年10月 1 日から適用する。

付 則（令和 2 年 3 月31日31こ保発第15515号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月10日 2 こ保発第15390号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 1 月26日 3 こ保発第14759号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年12月28日 4 こ保発第15170号）

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の様式は、この要綱の施行の日以降の手続きについて適用し、同日前の手続きについては、なお従前の例による。

付 則（令和 6 年 4 月17日 6 こ保発第10316号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 4 月30日 7 こ保発第10566号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 6 月20日 7 こ保発第11542号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 8 年 3 月24日 7 こ保発第16041号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。